令和4年度 第2回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 令和5年3月7日(火) 13:30~14:30
- 2 場 所 WEB 会議及び県庁北館 2階 第 2 会議室
- 3 出席委員 井上委員,上木委員,岡本委員,加藤委員,河中委員,寒林委員,清水委員,関川委員,添田委員,西村委員,橋本委員,平石委員,古江委員,宮口委員,山中委員,吉岡委員, 木下委員
- 4 議 題 第5次広島県障害者プラン及び第7期広島県障害福祉計画・第3期広島県障害児福祉 計画の策定について
- 5 担 当 部 署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

議題の「第5次広島県障害者プラン及び第7期広島県障害福祉計画・第3期広島県障害児福祉計画の策定について」について、資料により事務局から説明。

【主な意見】

(委 員)

軽度の障害のある方の社会参加や一般就労の促進と、重度の障害のある方の豊かな暮らしをつくっていく部分が大きな課題であるとのことだが、特に重度の障害のある方の対応について言えば、例えば、若年で認知機能低下の方を含めて、現在の制度で全てまかなえるものなのか。現状や実態を色々整理する中で、今後新たな施策も考えているのか。

(事務局)

現在の実態や状況を把握した上で、必要に応じて、新たな制度等についても、対応は検討させていただく。このような協議会等の場で、皆様の意見も踏まえた上で、検討したいと考えている。

(委員)

分かりました。いずれにせよ、現在の実態をしっかり分析しながら、既存の制度で使えるものと、なかなか使いにくい部分があれば、それを新たな制度などで検討していく余地があるという理解でよいか。

(事務局)

はい。今示しているものは現時点の案であり、今後も意見を聞きながら検討していきたい。

(委員)

プランと計画の統合・スリム化というのは非常に良いことだと感じている。今まで、第4期や第6期などプランと計画が両方あり、我々も理解しにくいところがあったが、県民の皆様も非常に理解しにくかったと思う。令和6年度以降、統合・スリム化することは非常に望ましいことだと感じている。まだ決まっていないとは思うが、名称について現時点の案があれば、教えていただきたい。

(事務局)

現状は、プランに障害福祉計画、障害児福祉計画を統合させるイメージで考えており、「第5次広島県 障害者プラン」といったような名称を考えている。名称についても、御意見があれば頂きたい。基本的に は「障害者プラン」と考えている。

(委 員)

基本理念や目指す姿①②③とあるが、国の方策にリンクしているのか。リンクしているのならば、どの 法律に基づいているのか。

また、今回のように話した結果について、県にとどまらず、国の施策に反映させてもらいたい、あるいは、法律を変えてもらいたいこともあるかと思うが、これが国の方へ反映されていく仕組みはあるのか。

(事務局)

今定めている広島県障害者プランについては、障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画が定められており、その障害者基本計画を基本としながら、県の都道府県の障害者計画として定めたものが広島県障害者プランになっている。

(委員)

実施主体は県になるのか。

(事務局)

実施主体は県となる。

また、個々の施策等の面においても、現時点で国へ要望を上げているものもある。法律の3年後の見直しもあるため、そういった際に県として意見をあげるという仕組みはある。

(委員)

難病の場合だと、難病法により、各地方の保健所などが一番末端のよろず相談所のように、難病患者の相談や要望などを聞く機関として、難病相談支援センターの設置が規定されており、とても優れたシステムだと思っている。障害者の場合はどのような形で個々人の相談であったり要望であったりを聞くようになっているのか。

(事務局)

各市町が相談の窓口を設置しており、そこで意見を伺わせていただいて、そこから情報を吸い上げていくということになる。

(委員)

難病の場合は法律で設置が義務付けられており、障害も同じように、どこにいても誰であっても、そういうことが同じように享受できるようになれば良いと思う。

(委員)

目指す姿の②と③について、発達障害児で手帳交付されないグレーゾーンの子どもで、特別支援学校に 行きたくても行けない子どもが現場には沢山いる。グレーゾーンの小学生は、その後の進路が分かりにく く、公立中学校には行きたくないと言っている子どももいる。そのような子たちの進路が分かりやすくな るようなイメージを、目指す姿のところに入れていただければと思う。

(事務局)

障害者プランは幅広い内容を記載しており、教育についても現プランに含まれている。目指す姿に具体

的にどこまで記載するかどうかは、今後検討させていただきたい。

(委員)

障害者の重度化・高齢化の問題について、高齢化で言えば、65 歳になると原則介護保険の適用となるが、実態を踏まえて、障害福祉サービスの方が良ければ自治体裁量で障害福祉サービスを継続できることになっている。「65 歳になれば介護保険へ」ではなくて、障害のある方の実態に合わせて両方のサービスを使っていくことを前提にプランを策定していけば、本当に重度化・高齢化の人たちの課題が整理、解決されると思うがどうか。

(事務局)

介護保険と障害福祉サービスの適用関係については、原則介護保険優先となっているが、一律に適用するものではなく、個別の状況による。例えば、介護保険で適切なサービスが受けられない場合に、介護保険に上乗せする、あるいは、障害福祉サービスを引き続き利用できることについて、平成19年の適用関係の通知に沿った対応を市町に徹底しており、介護保険に切り替わる支援についても、市町の中で障害の部局と介護の部局が、移行するのかしないのかの方針を早い段階から連携して、対応していると承知している。

(委 員)

ご本人にとって、障害福祉サービスの継続が良いという方について、65 歳以上も障害福祉サービスの継続を考えるということであれば、そのような必要性があることを、プランの中にしっかり位置付けていくという理解でよいか。

(事務局)

位置付けについては、今後検討を進めながら、その結果、どういった内容になるのかについても、この 協議会の場で報告をさせていただく。

(委員)

教育について、小中高等学校の支援体制の整備というものがあり、去年だったと思うが、高等学校に精神障害の教育カリキュラムが取り入れられたと聞いた。そのような教育内容についての具体的な検討、あるいは、小学校・中学校においても精神障害を含めた障害についての教育を進めていくという考えはあるのか。

(事務局)

学校教育の関係については、教育委員会(特別支援教育課など)で主に検討を進めていく形になると思うため、関係部署と連携しながら、検討を進めていき、この協議会で報告をさせていただく。

(委 員)

療育手帳について、軽度や中度とあるが、例えば、保護者が自分の子がどうなのかといった時に、どれ に当てはまるのかが分かる資料はあるのか。

(事務局)

療育手帳の判定の基準については、療育手帳判定要領を県のホームページに掲載している。例えば、IQ75以下50以上で社会適応能力の程度がこういった方についてはB判定、いわゆる軽度になるなど、一番軽いBから最重度のAまでIQや介助の必要性の程度、もしくは身障手帳の基準などをホームページで示してはいる。ただし、IQなど一般的に保護者がすぐに分かるものではないこともあり、最終的には一度判定を受けていただくしかないと思う。

(委 員)

グレーゾーンの子どもがすごく増えているように感じ、そういった子どもの進路が定まらないと、家族 や周りの人も困ると思うため、早い段階から色々な方向を示してあげることが出来れば、より良い社会が 築けるのではないかと思う。

(事務局)

最近では、未就学の段階から手帳の判定を受ける方もいる。現在、新規の判定申し込み件数が非常に増えている状況にあり、それは保護者の方たちのそういった思いを反映してのことかと思っている。

(委 員)

広島市心身障害者福祉センターのことだが、建物は古く、お手洗いも古くて綺麗ではない。駐車場も狭く、室内も暗いなど、使い勝手が悪い。いつまでこのような状況なのかと不安を感じており、改善して欲しいと多くの人が思っている。是非委員の皆様にもこのような現状があることを知っていただければと思う。

(事務局)

広島市の施設の話だが、今後我々としても、所管施設において環境整備の面も留意していただきたいと 思っている。

7 会議の資料名一覧(配付資料)

次第

委員名簿

配席図

資料 第5次広島県障害者プラン及び第7期広島県障害福祉計画・第3期広島県障害児福祉計画の策定 について

プラン・計画のスリム化イメージ